

確定申告 準備はお早めに

税務財政課税務グループ
☎74-3003

医療費控除

本 人又は本人と生計をともにする親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

控除額の算定方法は、平成22年中に支払った医療費の額から保険金などで補填される額を差し引いた金額から、10万円又は

総所得金額などの合計額の5%のいずれか少ない金額を差し引き、その残額が医療費控除の額となります。この控除額は、あくまでも所得金額からの控除額で、算出税額から直接に差し引く税額控除とは異なりますのでご注意ください。

平成22年中において、給与・公的年金などの受給者で所得税が源泉されている方、また個人事業者で平成22年分の確定申告



時に申告所得税が生じる方は、還付申告を行うことにより、所得税が還付若しくは軽減されます。なお、住民税についても同様に軽減されます。

社会保険料控除

平 成22年中において、国民年金・国民健康保険税などを納められた方、また臨時雇用や退職などによる任意継続社会保険料を納められた方で、主に受給した給与・公的年金などから所得税が源泉されている方など、申告を要する方については、社会保険料控除に係る確定申告（還付申告）を行うことにより、

所得税が還付若しくは軽減される場合があります。なお、住民税についても同様に軽減されます。

建物を取壊した方は 家屋の滅失届を

届出は1月31日(月)までに



固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取壊した方で、まだ家屋の滅失届をされていない方は、1月31日(月)までに税務財政課へ家屋滅失届を提出してください。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。

1月31日 還付申告の受付開始

平成22年分の所得税還付申告の受付が始まります。町では、1月31日(月)から本庁窓口及び洞爺総合支所窓口で随時受付を開始します。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。

また申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告(e-Tax)により提出できます。

申告相談で税務署にお越しの際は、印鑑、前年の確定申告書の控え、源泉徴収票の写し、諸控除の証明書などの必要書類をご持参ください。

なお、3月4日(金)に洞爺湖温泉支所で相談会を予定しています。

詳しくは、室蘭税務署(☎0143-22-4151)または役場税務財政課(☎74-3003)へ。

